

経理担当者が悩みがちな

消費税の 仕入税額控除

20ケース

免税事業者
からの
仕入れ

居住用
賃貸建物

勘定科目
からの
判定

プラット
フォーム
課税

簡易課税
への移行

仕入税額控除



I 図解で整理 仕入税額控除制度の概要**3**

- 1** 仕入税額控除の趣旨 3
- 2** 仕入税額控除の対象となるもの 4
- 3** 仕入控除税額の計算方法 4
- 4** 仕入税額控除の適用を受けるための要件 6
- 5** 仕入控除税額の調整 7
- 6** 高額特定資産等を取得した場合に制限される事項 8
- 7** 簡易課税制度と2割特例 8
- 8** 免税事業者等からの仕入に係る経過措置 9
- コラム** 消費税ゼロ税率・非課税・輸出免税・不課税取引と
仕入税額控除 10

II 勘定科目からみた仕入税額控除の可否**12****III 事例で理解 経理担当者が悩みがちなケース20****15**

- 1** 所得税法上の非課税限度額を超える出張旅費等の取扱い 15
- 2** 所得税法上の非課税限度額を超える通勤手当の取扱い 18
- 3** 建物等の賃貸借契約の解除に伴い支払う立退料の取扱い 20
- 4** 社員食堂での代金を会社が一部負担している場合の取扱い 21
- 5** 車両を購入する際に下取りがある場合の課税仕入れの金額 23

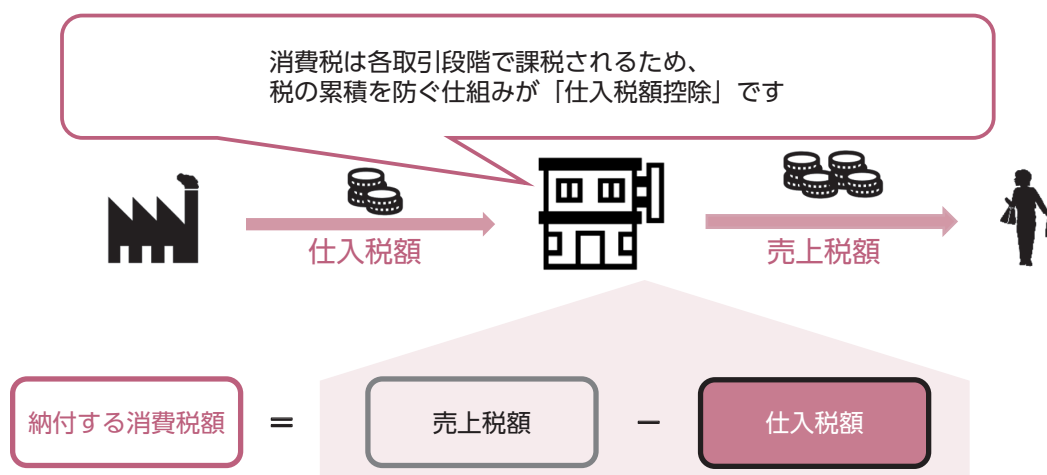
6	未経過固定資産税等がある場合の課税仕入れの金額	24
7	ゴルフ場の利用料金にゴルフ場利用税が含まれている場合	25
8	減価償却資産を取得した場合の仕入税額控除	26
9	所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃借人が 賃貸借処理した場合	28
10	金銭債権を譲渡した場合の課税売上割合の計算	30
11	たまたま土地の譲渡があった場合の課税売上割合に準ずる割合	32
12	自社ビルを建設するための課税仕入れの用途区分	34
13	不課税収入を得るために要した費用の仕入税額控除	38
14	居住用賃貸建物に該当する社宅や従業員寮を取得する場合の 仕入税額控除	41
15	居住用賃貸建物の一部を店舗用として貸し付けるために 取得した場合	44
16	インターネットを介して外国法人から提供される 「事業者」向けサービス	46
17	インターネットを介して外国法人から提供される 「消費者」向けサービス	48
18	令和8年10月1日前後の免税事業者等からの仕入れの取扱い	51
19	免税事業者等に支払う令和8年10月1日をまたぐ 短期前払費用の取扱い	53
20	2割特例から簡易課税制度への移行手続	55

I 図解で整理 仕入税額控除制度の概要

1 仕入税額控除の趣旨

消費税は、最終的に商品を購入したりサービスの提供を受ける消費者が負担する税金ですが、その納税は、商品を購入したりサービスを提供する事業者が行います。また、消費税は、それぞれの取引段階で課税されますので、税が累積することを排除するため、仕入に係る消費税額を控除する仕組み（仕入税額控除制度）となっています。

事業者が納付する消費税額は、次の算式により計算します。



このように、仕入税額の計算は、納付する消費税額の計算に直接影響するため、売上税額の計算と同等、あるいはそれ以上に重要な項目と言えます。

さらに、仕入税額の計算は、売上税額の計算以上にその仕組みが複雑で難解なものとなっており、納付税額を正しく計算するためには、仕入税額控除の内容についての理解が不可欠となります。

2 仕入税額控除の対象となるもの

仕入税額控除制度は、税の累積を排除するための仕組みですから、消費税を加算して、または含めて支払ったものが仕入税額控除の対象となり、これを「課税仕入れ」といいます。一方、消費税が非課税となる取引や免税となる取引は、消費税が課されていないので、仕入税額控除の対象なりません。

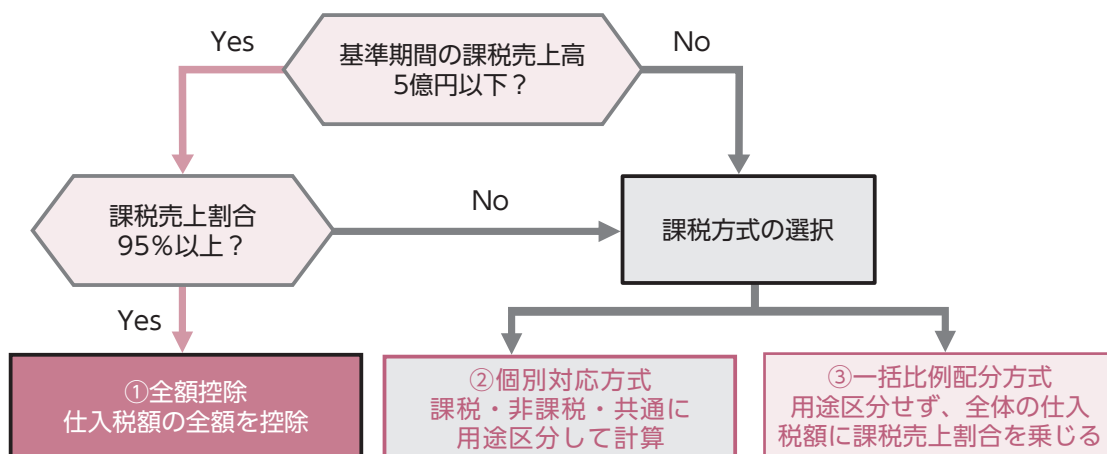
課税仕入れとなる取引には、例えば、次のようなものがあります。

- ① 商品などの棚卸資産の購入
- ② 原材料等の購入
- ③ 機械や建物等のほか、車両や器具備品等の事業用資産の購入または賃借
- ④ 広告宣伝費、厚生費、接待交際費、通信費、水道光熱費などの支払い
- ⑤ 事務用品、消耗品、新聞図書などの購入
- ⑥ 修繕費
- ⑦ 外注費

3 仕入控除税額の計算方法

税の累積を排除するのが仕入税額控除制度の趣旨ですから、課税売上げに結び付く課税仕入れが仕入税額控除の対象となり、非課税売上げに結び付くものは仕入税額控除の対象なりません。

このため、仕入控除税額の計算においては、その課税期間の課税売上高と課税売上割合を基準にして、次の図の①～③のいずれかの方法により計算することとなっています。



なお、輸出免税売上げに結び付く課税仕入れは、国境税調整の観点、すなわち、外国で消費されるものに日本の消費税を負担させることのないよう、仕入税額控除の対象とされています。

1 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上の場合

● ①仕入税額の全額を控除

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税仕入れ等に係る消費税額} = \text{国内における課税仕入れに係る消費税額} + \text{外国貨物の引取りに係る消費税額}$$

2 課税売上高が5億円超または課税売上割合が95%未満の場合

● ②個別対応方式 または ③一括比例配分方式 により計算した金額を控除

● 個別対応方式

課税仕入れ等に係る消費税額	イ 課税売上げにのみ対応するもの	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	ハ イとロの両方に共通するもの	
	ロ 非課税売上げにのみ対応するもの	控除できない消費税額

$$\text{仕入控除税額} = \text{イの消費税額} + \text{ハの消費税額} \times \text{課税売上割合} * \text{3参照}$$

● 一括比例配分方式

課税仕入れ等に係る消費税額	課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額	課税売上割合であん分	仕入控除税額 (控除する消費税額)
			控除できない消費税額

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税仕入れ等に係る消費税額} \times \text{課税売上割合} * \text{3参照}$$

3 課税売上割合の計算

課税売上割合は、次の算式により計算します。

課税売上割合

=

$$\frac{\text{課税期間中の課税売上高（税抜き）}}{\text{課税期間中の総売上高（税抜き）}}$$

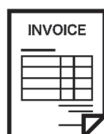


$$\begin{aligned} \text{課税売上高} &= \text{課税売上高} + \text{免税売上高} \\ \text{総売上高} &= \text{課税売上高} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高} \end{aligned}$$

4 仕入税額控除の適用を受けるための要件

仕入税額控除は、納付税額を減らす、あるいは税額の還付を受ける権利ですから、その適用を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録し、区分経理に対応した帳簿とインボイス等の両方の保存が必要となります。

仕入税額控除を受けるためには「帳簿」と「インボイス」の両方の保存が必要



仕入税額控除
OK!!

1 「インボイス」とは

「インボイス」とは、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいい、その様式は、法令等で定められているわけではありません。したがって、インボイスとして必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、その名称を問わず、また、手書きであってもインボイスに該当します。

2 帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用が受けられる場合

仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿とインボイス等を保存することが原則ですが、売手であるインボイス発行事業者の事情等によりインボイス



勘定科目からみた仕入税額控除の可否

損益計算書の勘定科目からみた仕入税額控除の可否については、おおむね以下の表のとおりとなります。「○」を付したものが仕入税額控除の対象となり、「×」を付したものが仕入税額控除の対象とならないものです。

なお、仕入税額控除の対象になるかどうかの一応の目安を示したものとなっていますので、実際の実務においては、摘要欄を参考にしてその内容の確認が必要となります。

勘定科目	仕入税額 控除の可否	摘 要
I 売上原価		
商品（製品）期首棚卸高	×	免税事業者から課税事業者になった場合には、期首棚卸高のうち免税期間中の課税仕入れおよび課税貨物に係る消費税額は仕入税額控除の対象となる。
商品仕入高	○	消費者や免税事業者からの課税仕入れは仕入税額控除の対象とならないが、一定期間は仕入税額の80%～30%を控除することができる。 令和5年10月1日～令和8年9月30日：80% 令和8年10月1日～令和10年9月30日：70% 令和10年10月1日～令和12年9月30日：50% 令和12年10月1日～令和13年9月30日：30%
商品輸入高	○	輸入（保税地域からの貨物の引取り）の際に課された消費税が仕入税額控除の対象となる。
商品（製品）期末棚卸高	×	翌期に課税事業者から免税事業者になる場合には、期末棚卸高に含まれる当期の課税仕入れおよび課税貨物に係る消費税額は、課税仕入れ等の税額の合計額から控除する。
II 販売費および一般管理費		
従業員給料等（賃金、手当、給与、賞与、退職金等）	×	給料等は課税仕入れに該当しないが、通勤手当は課税仕入れに該当する。
役員報酬等（報酬、賞与、退職金等）	×	報酬等は課税仕入れに該当しないが、通勤手当は課税仕入れに該当する。
法定福利費 福利厚生費	×	一般的に事業主負担分の社会保険料は非課税である。
・健康診断、医薬品費	○	
・従業員食事補助費	○	
・慶弔金（結婚祝金・見舞金等）	×	
・慶弔費（生花・花輪代等）	○	
・借上社宅費	×	非課税。
・レジャー施設等の入会金	○	ただし、脱退等に際し返還されるものは、課税仕入れに該当しない。
生命保険料	×	非課税。
損害保険料	×	非課税。



事例で理解 経理担当者が悩みがちなケース20

1

所得税法上の非課税限度額を超える出張旅費等の取扱い

事例

当社では、従業員に出張旅費を支給していますが、その税金の取扱いで、所得税では給与として課税される部分があることは理解しています。



担当者の悩みどころ

消費税の取扱いでは、全額が仕入税額控除の対象となるのでしょうか。または、仕入税額控除に制限がありますか。

POINT

従業員に支給する出張旅費等については、所得税が非課税となる範囲内で仕入税額控除が認められます。

1 出張旅費等は所得税が非課税となる範囲内が仕入税額控除の対象

従業員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われます。

なお、「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所得税の取扱いに基づき判定しますので、所得税が非課税となる範囲内で、仕入税額控除が認められることになります。

2 仕入税額控除の適用を受けるための要件

課税仕入れに係る支払対価の額として取り扱われる出張旅費等については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（以下「出張旅費等特例」といいます）。

3 海外出張の場合の出張旅費等

海外出張の場合の航空運賃、宿泊費、食事その他の雑費は、その大部分が輸出免税等に該当する取引、あるいは国外取引に該当しますから、国内において行う課税仕入れには該当しないため、仕入税額控除の対象となりません。

ただし、海外出張旅費等として一括支給する場合であっても、海外出張の際の国内鉄道運賃や国内での宿泊費、支度金のように輸出免税等の対象とならないものについて、実費分として他の海外出張旅費と区分しているときは、その実費部分については国内において行う課税仕入れに該当しますから、仕入税額控除の対象となります。

また、空港を利用する際に徴収される旅客サービス施設使用料や旅客保安サービス料は、仕入税額控除の対象となります。

4 転勤に伴い支払われる支度金

転勤に伴う転居者に対し、転居に伴う出費相当額を定額化して「支度金」として支給される場合がありますが、支給される支度金が所得税の取扱いによって非課税とされる移転料に当たる場合には、課税仕入れに該当します。

5 自家用車を営業に使用している場合

従業員の自家用車を会社の営業に使用させ、ガソリン代の実費額と走行キロに応じた金額の合計額をその従業員に支給している場合で、その金額が所得税の取扱いによって非課税とされる場合には、課税仕入れに該当します。

6 派遣社員や出向社員に対して支払われる出張旅費等

派遣社員や出向社員（以下「派遣社員等」といいます）に対して支払われる出張旅費等については、それぞれ次のとおり取り扱われます。

(1) 派遣元企業等に支払うもの

その出張旅費等が直接的に派遣社員等へ支払われるものではなく、派遣元企業や出向元企業（以下「派遣元企業等」といいます）に支払われる場合、派遣先企業や出向先企業（以下「派遣先企業等」といいます）においては、人材派遣等の役務の提供に係る対価となります。この場合、派遣先企業等が仕入税額控除の適用を受けるためには、派遣元企業等から受領したインボイスの保存が必要となります。

(2) 派遣元企業等を通じて派遣社員等に支払うもの

派遣元企業等がその出張旅費等を預かり、そのまま派遣社員等に支払われることが派遣

契約や出向契約等において明らかにされている場合には、派遣先企業等において出張旅費等特例の対象とすることができます。この場合、その出張旅費等に相当する金額について、派遣元企業等においては立替払いを行ったものとして課税仕入れには該当せず、仕入税額控除を行うことはできません。

7 内定者や採用面接者に対して支払われる交通費等

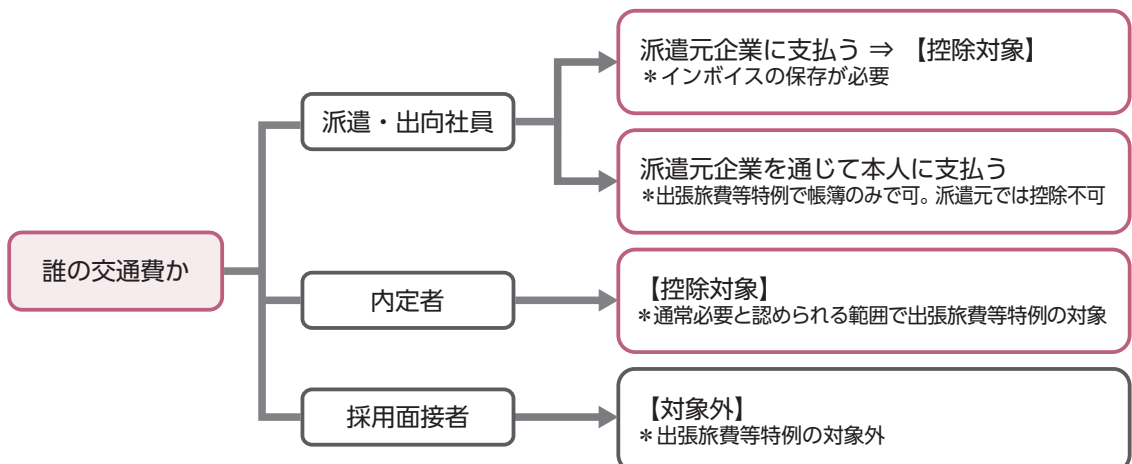
内定者のうち、企業との間で労働契約が成立していると認められる者に対して支給する交通費等については、通常必要であると認められる部分の金額について出張旅費等特例の対象とすることができます。

なお、労働契約が成立していると認められるかどうかは、例えば、企業から採用内定通知を受け、入社誓約書等を提出している等の状況を踏まえて判断されることとなります。

一方、採用面接者は通常、従業員等に該当しませんので、支給する交通費等について出張旅費等特例の対象にはなりません。

- (注) 1 出張旅費等特例の対象とならない場合の派遣社員等、内定者または採用面接者(以下「派遣社員・内定者等」といいます)に対して支払われる旅費交通費等については、その旅費交通費等を派遣社員・内定者等を通じて公共交通機関(船舶、バス、鉄道またはモノレール)に直接支払っているものと同視し得る場合には、3万円未満の支払いについては、一定の事項を記載した帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます(公共交通機関特例)。
- 2 上記の出張旅費等特例や公共交通機関特例の対象にはならない旅費交通費等について仕入税額控除の適用を受けるには、派遣社員・内定者等が交付を受けた旅費交通費等に係るインボイスまたは簡易インボイスの提出を受け、それを保存する必要があります(宛名として派遣社員・内定者等の氏名が記載されている場合には、原則として、立替金精算書の保存も必要となります)。

●派遣・出向社員、内定者、面接者の交通費等の判定



2

所得税法上の非課税限度額を超える通勤手当の取扱い

事例

当社では、従業員に支給する通勤手当は、ほとんどが所得税法上の非課税限度内となっていますが、遠距離通勤をしている社員が数名おり、これらの者については給与課税を受けています。



担当者の悩みどころ

所得税で給与課税される部分の通勤手当については、消費税においても仕入税額控除の対象とならないのでしょうか。

POINT

従業員等で通勤する者に支給する通勤手当のうち、通勤に通常必要と認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額として取り扱われます。

なお、「通勤につき通常必要と認められる部分」については、通勤に通常必要と認められるものであればよく、所得税が非課税とされる通勤手当の金額を超えていたとしても仕入税額控除の対象となります。

1 通勤につき通常必要であると認められる部分の金額は仕入税額控除の対象

通勤手当のうち、「通勤につき通常必要であると認められる部分」については、事業者の業務上の必要に基づく支出の実費弁償であり、事業者が課税仕入れに該当する定期券等を購入して通勤者に交付するのと同じと考えられますので、事業者が通勤者に支給する通勤手当が、通勤者がその通勤に必要な交通機関の利用または交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとした場合に、その通勤に通常必要であると認められるものである限り、所得税の非課税限度額を超えているかどうかを問わないことになっています。

すなわち、「その通勤に通常必要であると認められる部分の金額」である限り、所得税の非課税限度額を超えているかどうかを問いませんから、その通勤手当が非課税限度額を超えたためその一部が給与に該当する場合であっても、消費税の取扱いにおいては、その通勤手当がその通勤に通常必要であると認められるものである限り、課税仕入れに係る支払対価に該当することとなります。

例えば、遠距離のため新幹線通勤を行っている場合、所得税の非課税限度額を超えるためその一部が給与となる場合であっても、「その通勤に通常必要であると認められる部分の金額」である限り、課税仕入れに係る支払対価に該当することとなります。

なお、自転車通勤をしている者に対して支給する通勤手当は、所得税の非課税限度額の範囲内であれば、課税仕入れに係る支払対価に該当します。

2 仕入税額控除の適用を受けるための要件

課税仕入れに係る支払対価の額として取り扱われる通勤手当については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（通勤手当特例）。

3 住宅手当の取扱い

住宅手当については、事業者の事業遂行上直接必要なものとはいえず、その所得の種類も給与等に該当しますから課税仕入れには該当しません。

4 単身赴任手当の取扱い

従業員等のうち単身赴任をしている者に対して支給する単身赴任手当等については、次のように取り扱われます。

(1) 単身赴任者に対し単身赴任手当として毎月一定額を支給する場合

単身赴任手当は、家族と離れて生活することに伴い、そうでない勤務者に比べて生活費等の負担が大きくなることに配慮して、その単身赴任者に対する給与等の補填として支給されるものと考えられ、所得税においても非課税所得に該当せず、給与所得として支払者においてこれに対する所得税額を源泉徴収すべきものとされています。

したがって、その事業者における単身赴任手当の支払いは、給与等を対価とする役務の提供に対する支払いであることから課税仕入れには該当しません。

(2) 単身赴任者が帰宅するための旅費として月または年を単位として支給する場合

単身赴任者に支給される旅費は、職務の遂行に必要な旅行の費用として支給されるものとは認められず、また、その旅費は給与に該当するものであることからすると、(1)の単身赴任手当と同様の性格のものと考えられますから、これを支払う事業者においては課税仕入れに該当しません。

3

建物等の賃貸借契約の解除に伴い支払う立退料の取扱い

事例

当社は事務所用の建物の貸付けを行っていますが、今般、建物が老朽化したことから建て替えを行うことにしました。

この建物の賃借人には一旦立ち退いてもらうこととし、賃貸借契約を解除して賃借人に対しては立退料を支払うこととしています。



担当者の悩みどころ

賃借人に対して支払う立退料は、消費税の課税仕入れに該当しますか。

POINT

建物の賃貸借契約の解除に伴い賃借人が賃借人に支払う立退料は、権利の消滅に対する補償金等として支払われるものであり、課税仕入れに該当しません。

建物等の賃貸人が賃貸借の目的とされている建物等の契約の解除に伴い、賃借人に支払う立退料には一般的に次のような性格があると考えられています。

① 賃借権の消滅に対する補償としての性格

賃借人が建物等を明け渡すことによって消滅する権利の対価としての補償金

② 収益補償としての性格

立退きに伴って営業を休止等することにより生じる収益の補償や損失に対する補償金

③ 移転費用の補償としての性格

賃借人が建物等を明け渡すために負担することとなる移転費用の補償金

これらの性格を有する立退料は、いずれの場合も対価性がありませんから、課税仕入れには該当しないこととなります。

4

社員食堂での代金を会社が一部負担している場合の取扱い

事例

当社は、社員食堂の運営を他の事業者へ委託しており、例えば、従業員が1,000円分の飲食を行った場合には、その8割（800円）を従業員から徴収し、差額の200円を当社で負担しています。この際、従業員から徴収した800円は預り金として処理し、他の事業者には当社負担分の200円を加えて1,000円を支払うこととしています。



担当者の悩みどころ

このように従業員の飲食費の一部を当社が負担している場合、当社の課税仕入れの金額はいくらになるのでしょうか。

POINT

貴社が負担する200円が課税仕入れの金額となります。

従業員が利用する社員食堂の運営を他の事業者へ委託し、その従業員の食事代の全部または一部を支払っているときは、給与として課税されるかどうかにかかわらず、その金額は課税仕入れに該当します。

ただし、従業員から一部の代金を徴収し、預り金として処理している場合には、事業者が実際に負担した部分の金額のみが課税仕入れの対象となることから、本事例であれば、貴社は200円を基礎として仕入控除税額の計算を行うこととなります。

なお、社員食堂を運営する他の事業者からは、支払った金額の全額が記載されたインボイスの交付を受けることとなりますが、仕入税額控除の対象となるのはあくまでも貴社が負担した金額となります。仮に、貴社が従業員から徴収した金額を預り金としないで課税売上げに計上しているのであれば、他の事業者へ支払った金額の全額が課税仕入れの対象となります。